

第八十二回帝國議會
衆議院

日本證券取引所法案外四件委員會會議錄(速記)第二回

付託議案
日本證券取引所法案(政府提出)(第三八號)
市街地信用組合法案(政府提出)(第三九號)
外貨債處理法案(政府提出)(第四〇號)
爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法案(政府提出)(第四一號)
特殊財産資金特別會計法案(政府提出)(第四二號)

昭和十八年二月三日(水曜日)午前十時二十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 山本 厚三君

理事瀧澤 七郎君

理事吉田敬太郎君

小笠原三九郎君

小山倉之助君

木暮武太夫君

田中 藤作君

中村三之丞君

永野 護君

三木與吉郎君

桃原 茂太君

吉川 大介君

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 賀屋 興宜君

出席政府委員左ノ如シ

大藏省理財局長 田中 豐君

大藏省外務局長 原口 武夫君

大藏省銀行局長 山際 正道君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

日本證券取引所法案(政府提出)

市街地信用組合法案(政府提出)

外貨債處理法案(政府提出)

爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調

整法案(政府提出)

特殊財産資金特別會計法案(政府提出)

○山本委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス、政府ノ御説明ヲ願ヒマス

○賀屋國務大臣 本委員會ニ付託ニ相成リ

マシタ日本證券取引所法案外四件ニ付キマシテ、其ノ提出ノ理由ヲ説明申上ゲマス、

先ヅ日本證券取引所法案ニ付キマシテ、御説明ヲ致シマス、國家經濟ノ機構ノ中ニアリマシテ、有價證券取引所ニ課セラレマシ

タ使命ハ、有價證券就中株式ノ取引ニ付キマシテ、其ノ中核的ノ機關タル地位ニ任ジ、

而シテ適當ナル投機取引ヲ排除致シマシテ、公正ナル價格ヲ形成シ、且ツ是ガ安定ニ任

ジマスルト共ニ、其ノ流通ヲ圓滑ナラシムルコトニ依リマシテ、資金動員ノ適正ヲ期

シ、生産擴充資金ノ供給並ニ國民貯蓄ノ保護ニ、萬全ヲ圖ルコトニアルモノト存ズル

次第デアリマス、然ルニ我が國ニ於キマスル取引所ノ現狀ヲ見マスルニ、其ノ制度ノ

基礎ヲ成シマスモノハ、明治二十六年ノ制定ニ係ル取引所法デアリマシテ、同法ハ制

定以來數次ノ改正ヲ經タノデアリマスガ、其ノ主要部分ハ大體舊態ヲ維持シテ居リマ

シテ、今日ニ於キマシテハ時宜ニ適セザル點少シトシナイノデアリマス、就中同法ニ

基ク取引所ノ性格、組織、機構等ハ著シク

時局ノ要請ニ副ハザルモノガアルノデアリマシテ、斯カル制度ノ下ニ於キマシテ、取

引所ニ於ケル取引ノ實際ハ、動モスレバ過當ナル投機取引ニ走ラントシ、株價モ時ニ或

ハ暴騰シ、或ハ暴落シマシテ、兎角不安定ナル狀態ニ陥リ勝チナノデアリマス、株價ノ

斯カル激動ハ徒ラニ資金ノ需給ヲ混亂ニ陷レルノミナラズ、其ノ暴騰ハ他日些細ナル

事由ニ依リマシテ、暴落ヲ惹起ス素因ヲナシマス、殊ニ戰時下ニ於テ動モスレバ起リ勝

チナ換物的思想ヲ刺戟致シマシテ、延イテハ惡性「インフレーション」的傾向ヲ助長スル

結果トナル場合モアリマス、又株式ノ暴落ハ株式ニ依ル生産擴充資金ノ調達ヲ困難ニ

致シマシテ、國民ノ貯蓄心ヲ沮喪セシムル等、戰時下國民經濟ノ圓滑ナル運行ニ、重大ナ

ル支障トナルコトヲ惧レル次第デアリマス、加之萬一國民中多數ノ者ガ、株價ノ騰落ニ

依リ投機利得ノ獲得ニ專念シ、健實ナル勤勞精神ヲ忘却スルガ如キ風潮ヲ生ジマシタナ

ラバ、思想的ニモ戰時下國民生活上ノ由々シキ問題デアルト存ジマス、斯カル次第デア

リマスルノデ、政府ニ於キマシテハ、從來公正ナル株價ノ形成並ニ其ノ安定ノ爲メ各般

ノ措置ヲ講ジマシテ、取引所關係者ノ協力モアリマシテ、或ル程度ノ效果ヲ收メテ參ツ

タノデアリマスルガ、何分ニモ前ニ申上ゲ

マシタヤウナ現行ノ制度ノ下ニ於キマシテハ、取引所ヲシテ其ノ果スベキ使命ヲ完遂

セシメ、資金政策上萬全ノ效果ヲ舉グルコトガ至難ト認メラルノデアリマシテ、殊

ニ決戰體制下ノ今日之ヲ現狀ノ儘放置致シマスコトハ、財政金融ノ圓滑ナル運用ヲ期シ

マスルニ於テ、支障少シトシナイノデアリマス、以上ノ如キ事情ヲ考慮致シマシテ、

殊ニ今後大東亞戰爭完遂ノ爲ニ、愈々資金動員ノ徹底ヲ期スベキ折カラ、此ノ際有價證

券取引所制度ノ根本的改正ヲ實行致スコトニ致シタ次第デアリマス

是ガ爲メ現在ノ取引所ヲ統合致シマシテ、新タニ日本證券取引所ヲ設立致シ、之ヲ專

ラ公共的の見地ニ於テ、國家ニ協力スル機關トシテ運營セシメ、有價證券ノ取引機構ノ

整備刷新ヲ圖ルコトヲ致シタノデアリマス、偶、本年九月以降各取引所ノ營業免許期間

ガ満了致シマスルコトモ、本改革ヲ實施スル機會ダト存ズル次第デアリマス

是ヨリ日本證券取引所法案ノ内容ニ付キマシテ、主要ナル點ヲ御説明致シマス、先

ヅ第一點トシテ、日本證券取引所ハ國家經濟ノ適切ナル運營ニ資スル爲メ、有價證券

ノ公正ナル價格ヲ形成シ、之ヲ安定セシムルコト共ニ、有價證券ノ流通ヲ圓滑ナラシム

ルコトヲ以テ、其ノ使命トスルノデアリマ

ス、其ノ組織ニ付キマシテハ、現行制度ニ於ケル取引所ノ組織ガ、全員組織又ハ株式組織ノ何レカトナツテ居リマス、現在ノモノハ總テ株式會社デアリマスルヲ改メマシテ、新取引所ノ使命ヲ完遂セシムルニ相應シキ公共的の性格ノ濃厚デアリマスル特殊法人トスルコトヲシタノデアリマス、而シテ新取引所ノ資本金ハ之ヲ二億圓トシ、政府ニ於テモ最高五千萬圓ノ範圍内ニ於テ、相當額ヲ之ニ出資スルコトヲ致シテアリマス、尙ホ新取引所ノ役員及ビ職員ニ關シマシテモ、取引所ノ使命並ニ性格ニ顧ミマシテ、其ノ役員ハ政府ノ委任シ、役員並ニ使用人ハ之ヲ公務員ト看做シマシテ、又職員ガ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ關與スルコトヲ禁止スル等、必要ナル規定ヲ設ケタノデアリマス

第二點トシマシテ、新取引所ノ業務ニ付テ申上ゲマス、先ヅ取引所本來ノ業務タル有價證券市場ノ開設、閉鎖並ニ管理ニ關スル政府ノ權限ヲ充實シマスル共ニ、有價證券ノ市場ニ關スル制度ヲ、一層整備スルコトヲ致シマシタ、右ノ外新取引所ノ業務トシテ有價證券ノ引受、賣出、募集ノ取扱等ノ如キ新業務ヲモ加フルコトト致シマシテ、有價證券ノ發行、流通ノ圓滑化ニモ寄與セシムルコトヲシタノデアリマスルガ、更ニ政府ガ必要ニ應ジ、新取引所ヲシテ有價證券ノ價格ノ安定ノ爲メ、必要ナル賣買取引ヲ行ハシムルコトヲ得ルコトト致シタノデアリマス、現在此ノ種ノ業務ヲ擔當スル機關ト致シマシテハ、戰時金融庫ガアリ、政府指導ノ下ニ隨時市場ニ出動シ相當效果ヲ擧ゲテ居ルノデアリマス、ガ事態ニ應ジ敏速ニ機宜ノ措置ヲ執ル

爲ニハ、新取引所ヲシテ自ラ直接行ハシムルコトノ必要ナル場合モアリマスノデ、其ノ途ヲ開クコトト致シタノデアリマス、尙ホ是等ノ業務ハ何レモ株式ヲ主タル對象トスルモノデアリマスルガ、國債、地方債、社債等ノ確定利附證券ニ付キマシテモ、大體從來通り取扱ハシムルコトトシ、是ガ取引市場モ必要ナル場所ニ存置スル方針デアリマス

第三點トシマシテ取引員ニ付テ申上ゲマス、有價證券市場ニ於ケル賣買取引ハ、政府ノ免許ヲ受ケタ取引員ニ限リ、之ヲ行フコトヲ得ルノデアリマスガ、取引員タリ得ル資格ハ、之ヲ勅令ノ定ムル金額以上ノ資本金ヲ有スル株式會社ニシテ、且ツ一定ノ缺格條件ニ該當セザル者ニ限定スルコトト致シマシタ、又取引員ノ營業、會計經理等ニ關シ規定ヲ整備シ、一定ノ場合ニ於ケル取引員ニ對スル營業停止權、免取消權等政府ノ監督權ヲ充實致シマスル共ニ、取引所ノ取引員ニ對スル監督權モ強化スルコトト致シマシタ、是等ハ何レモ取引員ノ資質ノ向上、取引ノ公正、委託者ノ保護等ニ資スルノ見地ニ出ヅルモノデアリマス、更ニ政府又ハ新取引所ハ、有價證券ノ價格ノ公正及ビ安定並ニ其ノ流通ノ圓滑化ノ爲メ、必要ニ應ジ取引員ニ對シ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ關シ、命令又ハ指示ヲナシ得ルコトト致シマシテ、取引員ノ指導上萬全ヲ期スルコトト致シマシタ、此ノ外取引員ノ使用人ニ關シマシテモ、一定ノ缺格條件ヲ定メマスル共ニ、法律ノ委任ニ基ク勅令ニ依リマシテ、是ガ取締其ノ他ニ關シ適當ナル措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス

第四點トシマシテ、有價證券市場ニ於ケル賣買取引ハ、現行法ト同様ニ實物取

引及ビ清算取引ノ二種トスルノデアリマスガ、取引ノ期限其ノ他賣買取引方法ノ詳細ハ、命令ヲ以テ定ムルコトト致シタノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ本法ノ施行ニ關スル重要事項トシテ、本法ニ依リ設置セラル有價證券取引委員會ニモ諮問ノ上決定致シタイト存ジマス、右ノ外證據金及ビ手数料ニ關スル政府ノ認可權、命令權ヲ整備致シマスル共ニ、賣買取引ノ受渡其ノ他ノ決濟ハ、取引所ノ管理スベキコトヲ明定シ、又賣買取引ニ關スル取引所ノ責任ヲ加重致シマシテ、取引員ガ責任ヲ履行セザル場合ニ生ズル損害ニ付キマシテハ、取引所ヲシテ賠償ノ責任ニゼシムルコトトスル等、有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ公正確實ヲ期シタ次第デアリマス

第五點ト致シマシテ、日本證券取引所ノ公共的の性格ノ濃厚ナル法人トスルコトニ照應致シマシテ、政府ハ民間出資者ニ對シ、年五分ノ配當保證ヲ行フ共ニ、其ノ最高配當率ハ之ヲ年六分ニ制限致シマシテ、從來ノ取引所經營ニ於ケルガ如キ營利本位ノ經營ヲ、排除セシムルコトト致シタノデアリマス、又新取引所ノ特殊ナル地位ニ顧ミマシテ、取引所特別稅ハ之ヲ免除致シマスル共ニ、新取引所ニ於テ配當シ得ベキ剩餘金額ガ、拂込出資金額ニ對シ年六分ヲ超エマス時ハ、其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付セシムルコトトシタノデアリマス

第六點トシテ、新取引所ニ對スル政府ノ監督ハ、公共的の性格ヲ有スル特殊法人ノ一般ノ例ト同様ニ、相當強度ノモノトシ、其ノ公共的の使命ノ達成ニ遺憾ナカラシムルコトトシタノデアリマス、尙ホ政府ハ本法ニ依リ、政府ノ行フベキ職權中新取引所ヲシ

テ行ハシムルヲ適當トスルモノニ付キマシテハ、之ヲ新取引所ニ代行セシムル途ヲモ開クコトト致シマシタ、新取引所ガ眞ニ政府ノ方針ニ順應シテ、是等ノ方策ニ依リ其ノ使命ノ完遂ニ邁進スルコトヲ期シタノデアリマス

第七點トシマシテ、本法ノ違反行爲等ニ對スル罰則ニ付キマシテモ、新制度ノ確立ニ照應致シマシテ、必要ナル整備強化ヲ行フコトト致シタノデアリマス

最後ニ、本法案中ニハ新取引所ノ設立ニ伴フ經過的ナ問題ノ處理ニ關シ規定ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、其ノ重點ヲ申上ゲマス、先ヅ現在内地ニ存スル取引所ノ數ハ、十一デアリマスガ、是等ノ取引所ハ總テ新取引所ノ設ニト共ニ、法律ノ規定スル所ニ依リ新取引所トナルモノトシ、舊取引所ノ一切ノ權利義務ハ、總テ新取引所ニ於テ承繼スルノデアリマス、其ノ際舊取引所ノ株式ニ對シマシテハ、設立委員ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ、且ツ政府ノ認可ヲ受ケ、新取引所ノ出資證券ノ引當ヲ行フノデアリマスガ、其ノ引當ノ決定ハ取引所資産評價委員會ノ議ヲ經ベキコトトシ、引當ノ公正ヲ期シタノデアリマス

次ニ新制度ノ下ニ於ケル取引員ノ資格ハ、一定金額以上ノ株式會社ニ限ルコトハ前ニ申述ベタ通りデアリマスガ、現在ノ取引員ハ個人ガ大部分デアリ實情ニモ顧ミマシテ、過渡的の措置ト致シマシテ、三年ノ猶豫期間ヲ設ケ、此ノ期間中ハ現在ノ取引員ハ、個人デモ又法定ノ資本金額ニ満たナイ會社デモ、其ノ儘取引員タルコトヲ認メルコトト致シマシタ、右ノ外舊取引所ニ於ケル賣買取引ノ決濟、其ノ他經過的の問題ノ處理ニ付キマシテハ、

必要ナル規定ヲ設ケタノデアリマス

本法案ノ大要ハ以上申述べタ通りデアリマスガ、之ニ依リマシテ新取引所ハ眞ニ有價證券、就中株式ノ流通機構ノ中核的機關トシテ、遺憾ナク其ノ機能ヲ發揮シ、大東亞戰下資金政策ノ完遂ニ寄與スル所少クナイト信ズルデアリマス

次ニ市街地信用組合法案ニ付キ説明ヲ致シマス、本法律案ハ今般農林業團體統合關係法律ノ制定ニ伴ヒマシテ、市街地ニ於テ金融事業ヲ行フ産業組合、即チ從前市街地信用組合、或ハ準市街地信用組合ト通稱セラレテ居リマシタモノヲ、産業組合ヨリ分離シマシテ、中小商工業者、勤勞者其ノ他ノ都市ニ於ケル一般庶民ノ金融機關ヲシメシトスルモノデアリマシテ、其ノ主眼トスル所ハ是等市街地信用組合等ヲ單行法ヲ以テ規律スルコトニ依リ、其ノ庶民金融機關タルノ特質機能ヲ、益、助長發達セシメントスル點ニアリマス

現行産業組合法ニ基ク産業組合ハ、其ノ行フ事業ノ種類等ヨリ見マスル時ハ、各種ノ性質ノモノヲ包含シテ居リマシテ、或ハ農業團體タルノ性質ノ濃厚ナルモノモアリ、或ハ所謂市街地信用組合ノ如キ純然タル金融機關モアリマス、其ノ他所謂消費組合、醫療組合、組合製絲等、特殊ノ事業ヲ目的トスル團體等ガ並存ラシテ居ル狀況デアリマシテ、其ノ共通ノ性質トシマシテハ、所謂組合組織ヲ具有スルコト云フ點ノミデアリマス、斯ノ如キ各種ノ組合ヲ包括シテ一ノ産業組合法ノ下ニ置クコトハ、是等組合ヲシテ各、其ノ所ヲ得セシメ、其ノ特質ニ應ジ十分ナル活動ヲ遂行セシムル所以ニアラザルコトハ、豫テヨリ感ゼラレテ參ツタ所

デアリマス、即チ農業團體法ノ制定ト併セテ茲ニ新タニ市街地信用組合法ヲ制定シマシテ、一ハ以テ農林業團體ノ統合ヲ圖リ、一ハ以テ市街地信用組合等ノ整備充實ヲ期セントスル次第デアリマス、時局下一般庶民ノ生活ノ安定ノ爲ニ、必要ナル庶民金融ノ重要ナル一環タル役割ヲ果サシムルト共ニ、國民貯蓄増強ノ一翼ヲラシメントスルモノデアリマス、本法ニ依ル市街地信用組合ハ、組合員ノ相互協同體タル點ニ於テ、産業組合ト同様ノ性質ヲ具有スルモノデアリマスガ其ノ現行産業組合法ト異ナル主ナル點ヲ申上ゲマスルト、大凡次ノ如クデアリマス

第一ニ組合ノ責任組織ハ從來無限責任、保證責任、有限責任ノ三種類ヲ認メタノデアリマスガ、之ヲ有限責任ノミニ限ツタコトデアリマス、第二ニ、定款ノ外新タニ業務方法ナルモノヲ設立セシメ、之ニ依リ貯金、貸付金ノ利率其ノ他ノ條件等ヲ統一的ニ監督シ、場合ニ依ツテハ主務大臣ガ業務方法ヲ制限シ、又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得ルモノトシタコトデアリマス、第三ニ、組合ノ業務上ノ餘裕金ノ運用方法ヲ、法律上明定シマスルト共ニ、主務大臣ハ資金ノ吸收及ビ運用ニ關シ、必要ナル命令ヲナシ得ルコトト致シマシテ、組合ノ資産内容ノ健全性ヲ維持シマスルト同時ニ、國家的要請ニ即應セシムルノ途ヲ開イタコトデアリマス、第四ニ組合長、理事ノ選任及ビ解任ヲ以テ、主務大臣ノ認可ヲ要スルモノトシ、且ツ是等ノ役員トナル者ハ、必ズシモ組合員ニ限ラザルコトト致シマシテ、不適當ナル役員ノ存在ヲ防グト共ニ、有能適切ナル役員ヲ員外者ヨリ選ブコトヲ得ルモノトシタコトデアリマス、而シテ第五ニ、組合ノ事業全部ノ讓渡ニ付テ規定ヲ設ケ、又組合ノ合併ニ關シマシテハ、簡易迅速ニ之ヲ實行シ得ル方法ヲ規定シ、以テ組合ノ整備統合ヲ促進セシムルコトト致シタノデアリマス

次ニ外貨債處理法案ニ付キ説明ヲ申上ゲマス、本法案ハ本邦ノ米貨債及ビ英貨債ニ付キマシテ、當面必要ナル措置ヲ取ラントスルモノデアリマス、抑、本邦ノ米貨債及ビ英貨債ハ、其ノ未償還現在額ヲ大東亞戰爭勃發前ノ爲替相場デアリマス「ドル」ニ付キ四圓二十五錢、「ポンド」ニ付キ十六圓八十四錢ヲ以テ換算致シマス、總額二十七億圓前後ニ上リマシテ、其ノ中ノ約半額ハ本邦人ノ所有ニ屬シテ居ルノデアリマス、他ノ半額ハ外國人ガ所有致シテ居リマス

而シテ外國人ノ所有スルモノノ中ノ大部分ハ、敵國人ノ所有スルモノト考ヘラレルノデアリマス、米英貨債ハ斯クノ如ク多額ニ上ツテ居リマスノデ、是ガ處理ハ發行タル政府、地方團體及ビ國策會社ニ取リマシテモ、本邦人所有者ニ取リマシテモ、又對外關係ニ付キマシテモ重大ナル問題デアリマス、而シテ米英貨債ハ大東亞戰爭勃發ノ結果、債務ノ本旨ニ從フ辨濟ノ途ガ杜絶致シタノデアリマシテ、戰時中支拂停止トナルノ已ムナキニ至ツタノデアリマスガ、併シ本邦人及ビ友好國人ノ所有スルモノニ付キマシテハ、其ノ所有者ノ蒙ルベキ打撃ヲ避ケマスル爲ニ、開戦直後應急措置ト致シマシテ、取敢ズ「ドル」ニ付キ四圓二十五錢、「ポンド」ニ付キ十六圓八十四錢ノ換算率ニ依リマシテ、外國爲替管理法ニ基ク命令ヲ以テ、直接邦貨ニ依リ利拂ヲナサシムルコトト致シタノデアリマス、他方敵國

人ノ所有スルモノニ付キマシテハ、敵產管理法案第二條ニ基ク命令ヲ以テ、右ト同様ノ換算率ニ依リ、其ノ利子ヲ特殊財産管理勘定ニ拂込マシムルコトト致シタノデアリマス

併シナガラ右ハ全ク經過的ノ措置デアリマシテ、米英貨債ニ付キマシテハ、當面ノ處置ト致シマシテモ、此ノ外幾多ノ問題ガ殘サレテ居ルノデアリマス、其ノ一ハ右ノ措置ハ取敢ズノ應急措置トシテ已ムヲ得ナイ所ナノデアリマスガ、發行者ト致シマシテハ戰爭ノ結果、從來ノ如ク減債基金ノ運用ニ依リ、元金ヲ減ズルコトガ出來ナクナリマシタノデ、此ノ儘デハ極メテ高利ナル利拂ヲ毎期定額ニテ繼續シナケレバナラナイコトナリ、此ノ點ニ付テ其ノ不利ヲ何等カ解決ヲ致ス必要ガアルノデアリマス

第二ニハ本邦人間ニ多額ナル敵性通貨建ノ債權、債務ヲ存シマスル結果、此ノ大戰爭下ニ於キマシテ、敵性通貨ノ換算率ニ付キ、本邦人間ニ利害ノ關心ヲ有スルコトハ面白クアリマセヌノデ、此ノ際米英貨債ニ關スル關心事ヲ民間ヨリ取除クコトガ望マシイコトデアルノデアリマス

第三ニハ地方債及ビ社債ノ敵國人所有分ニ付キマシテモ、國債ノソレニ付キマシテモ、一括シテ其ノ債務ヲ不確定狀態ニ置キマシテ、其ノ將來ノ處理ヲ擧ゲテ政府ノ手ニ集中スルヤウニ措置致スコトガ適當デアルト考ヘラレルコトデアリマス

而シテ以上ノ問題ヲ解決致シマスルニハ、大要左ノ五點ニ付キ、綜合的ニ考慮スル必要ガアルデアリマス、即チ一ハ發行者ハ如何ナル負擔ヲナスヲ正當トスルカト云フコトデアリマス、第二ハ本邦人及ビ友好國

人所有者ノ利益ハ如何ナル程度ニ之ヲ保護
スルヲ正當トスルカト云フコトデアリマス、
第三ハ對米貨、對英貨換算率ハ之ヲ如何ニ
定ムルヲ適當トスルカト云フコトデアリマ
ス、第四ハ友好國人及ビ敵國人所有分ニ付
キマシテハ、對外關係ニ及ボス影響ヲ慎重
ニ考慮スベキコトデアリマス、第五ハ國庫
ニ及ボス利害關係ハ之ヲ如何ニ考フベキカ
ト云フコトデアリマス

右ノ諸點ハ相互ニ抵觸致スノデアリマス
ガ、是ガ調整ニ付キ考慮致シマシタ結果、
第一ニ本邦人及ビ友好國人ノ所有スル米英
貨債ハ、所有者ノ希望ニ依リ、適正ナル價
格ヲ以テ之ヲ邦貨債ニ借換ヘ、第二ハ借換
ニ依リ地方債又ハ社債ノ發行者ニ損失ヲ生
ジマシタ場合ハ、政府ニ於テ補償シ、第三
ニ地方債又ハ社債ノ借換ヘラレザル部分ニ
付キマシテハ、其ノ元利支拂義務ヲ政府ニ
於テ承繼シ、第四ニ右ノ場合ニ於テハ其ノ
承繼ノ對價ヲ、政府ニ納付セシムルコトト
致シマシテ、以テ發行者ノ負擔ヲ適正化致
シマスト共ニ、本邦人及ビ友好國人所有
者ノ打撃ヲ回避致シマシテ、經濟界ノ惡
影響ヲ避ケ、次ニ對米貨、對英貨ノ換算率
ノ定メ方ニ對スル煩累ヲ除キマスルト共ニ、
民間ヨリ敵性通貨ニ關スル關心事ヲ取除キ
マシテ、而シテ外貨債タル國債デアツテ、
借換ヘラレナイデ殘存シテ居ルモノ、竝ニ
地方債及ビ社債デアツテ、借換ヘラレナイ
デ政府ニ承繼サレテ、外貨債タル國債トナ
ツタモノニ付キマシテハ、爾後元利支拂ヲ
停止シマシテ、之ニ關スル處理ヲ總テ政府
ニ於テ致スヤウニスルコトガ、最モ適當デ
アルト認メタノデアリマスガ、是ガ爲ニハ
特別ノ立法措置ヲ必要ト致シマスノデ、本

法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

次ニ爲替交易調整特別會計設置等爲替交
易調整法案ニ付キマシテ説明ヲ致シマス大
東亞ノ物資交易ハ、其ノ自給自足體制ヲ確
立シテ、大東亞全域ヲ通ズル軍事力ノ増強、
國內諸地域ノ開發促進、民生ノ安定等ヲ圖
ルコトヲ目途トスルモノデアリマシテ、差
當リハ大東亞戰爭完遂ノ爲メノ我が戰力増
強ノ目的達成ニ、其ノ施策ヲ集中シナケレ
バナラナイノデアリマス、是ガ爲ニハ我國
ノ綜合國防經濟力ノ確立、發展ヲ基調トス
ル交易計畫ヲ設定シ、之ヲ迅速且ツ的確ニ
遂行スルコトガ緊要デアリマス

而シテ計畫交易ノ實行ヲ確保致シマスル
爲ニハ、國內各地域ニ於ケル交易物資ノ價
格差ヲ調整シ、物資交易上ノ障礙ヲ除去ス
ルコトガ特ニ必要デアリマス、又之ニ依リ、
我國ヲ中心トスル爲替政策及ビ物價政策ノ
遂行ニ寄與スル所モ亦極メテ大ナルモノガ
アルノデアリマス

從來我國ヲ中心トスル國內各地域ノ交易
上ノ價格差ノ調整ニ付キマシテハ、或ハ財
政的措置ニ依ル價格差損補償ノ制度ニ依
リ、或ハ調整料留保金ノ類ノ運用ニ依リ、
或ハ爲替政策ノ彈力性アル活用ニ依リ、諸
種ノ措置ガ行ハレテ參ツタノデアリマスル
ガ、價格差調整ノ爲メノ資金ハ、統一的ニ
集中セラルルニ至ラナカツタ爲ニ、動モス
レバ資金ノ綜合的且ツ放率のナ配分使用ヲ
期シ得ナイ憾ミガアツタノデアリマス、仍
テ政府ハ今回爲替交易調整ニ關シ、特別會
計ヲ設置スルコトト致シマシテ、物資ノ交
易ヨリ生ズル一切ノ價格上及ビ爲替上ノ差
益、差損ヲ國ノ收支トシテ右ノ特別會計ニ
於テ綜合經理致シマスルト共ニ、價格差調

整上必要ナル措置ヲ更ニ強化シテ、計畫交
易ノ實現ニ遺憾ナキヲ期スル考ヘノ下ニ、
之ニ關スル本法律案ヲ提出致シマシタ次第
デアリマス

次ニ特殊財産資金特別會計法案ニ付キ説
明ヲ致シマス、帝國ガ大陸及ビ南方ノ作戰
地域ニ於テ、沒收又ハ其ノ管理下ニ收メマ
シタ敵産ヲ有效ニ活用シ、生産ノ擴充及ビ
軍事上ノ用途ニ役立タシメ、以テ我が戰力
ノ増強ヲ圖リマスルト共ニ、之ヲ綜合的ニ
運營シ、我が戰時財政力ノ充實ニ資シマス
ルコトハ刻下ノ急務デアリマス、而シテ右
目的達成ノ爲ニハ特別ノ資金ヲ設置致シマ
シテ、沒收セル敵産ニ付キマシテハ、戰利
品等ニシテ軍事上必要ナルモノヲ除キ、之
ヲ資金ニ歸屬セシムルコトトシ、又管理ス
ル敵産ニ付キマシテハ、資金ノ運用トシテ
之ヲ買取り、資金ニ屬スル財産トスルノ措
置ヲ講ジマシテ、敵産ノ統一運營ヲ圖ルノ
ヲ最モ適當ト存ゼラレルノデアリマス、仍
テ是ガ特別ノ資金トシテ特殊財産資金ヲ設
ケ、其ノ歲入歲出ハ之ヲ一般ノ會計ト區分
經理スルノヲ適當ト認メタノデアリマスル
ガ、是ガ爲ニハ特別會計ヲ設置スルノ必要
ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマ
シタ次第デアリマス

以上五件ノ法律案ニ付キマシテハ、何卒
御審議上御賛成ヲ御願ヒ申上ゲマス

○山本委員長 此ノ際御諮リ致シマスガ、
大臣ハ豫算總會等ノ關係デ都合ガ惡イサウ
デアリマス、他ノ政府委員ノ方ハ質問ニ應
ズルコトガ出來ルト云フコトデアリマスガ、
此ノ際質問ヲ繼續致シマスカ、如何デアリ
マスカ、若シ御異議ナケレバ本日ハ質問ヲ
他日ニ譲リマシテ、資料ノ御要求ガアリマ

シタラ御申出願ヒタウゴザイマス
○古田委員 本日ハ此ノ程度デ散會セラレ
シコトヲ望ミマス

○山本委員長 ソレデハ資料ノ御要求ノア
ル方ハアトデ御申出ヲ願ヒマス、纏メテ要
求致シマス、明日ハ午後一時ヨリ開會致シ
マス、本日は是ニテ散會致シマス
午前十一時一分散會